

# 余市町一般廃棄物処理実施計画

## 1. 一般廃棄物処理の基本的事項

- (1) 処理区域 余市町全域
- (2) 計画期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (3) 処理対象 ゴミ、資源物、し尿、浄化槽汚泥  
(し尿等の処理については北後志衛生施設組合の定めによる)

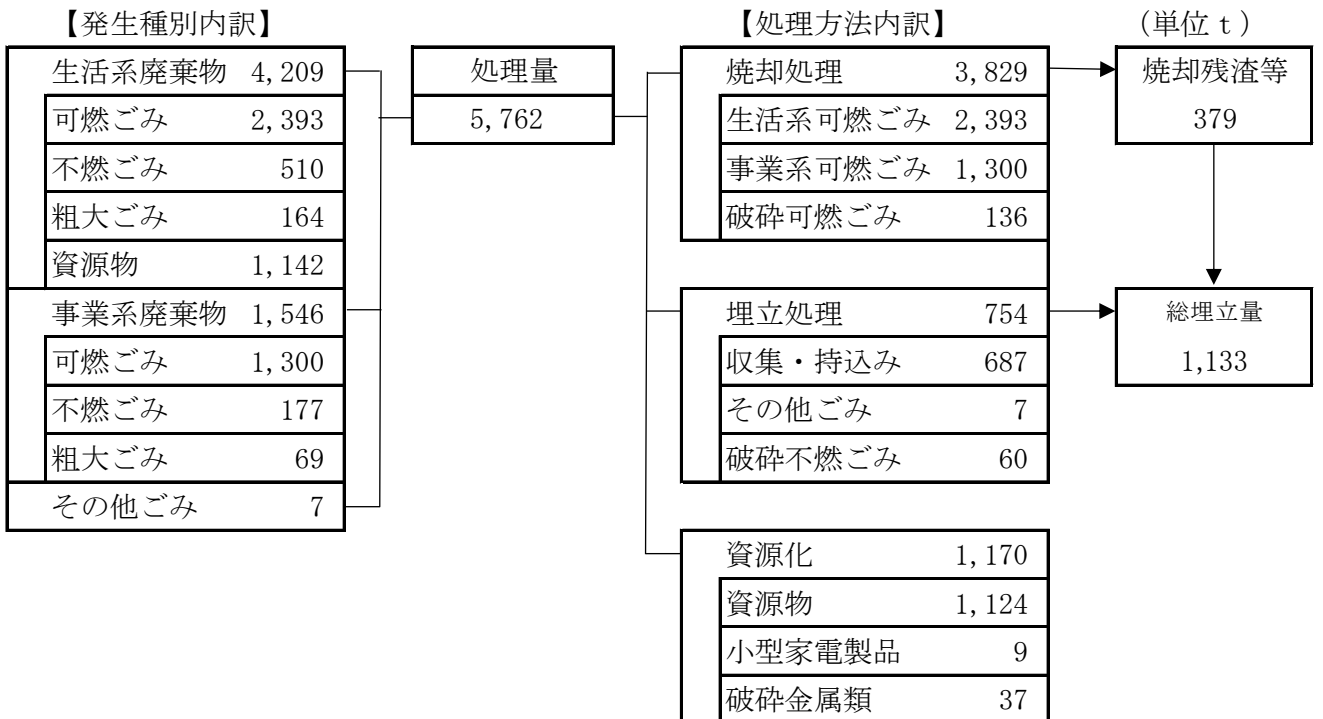
## 2. 排出の状況

【発生量の見込み】

(単位 t)

	収集対象人口	計画収集	許可業者等収集	合計
生活系廃棄物	16894 (人)	4,209		4,209
事業系廃棄物			1,546	1,546
その他ごみ		7		7
合計	16894 (人)	4,216	1,546	5,762

- 注) ①収集対象人口は、令和7年2月末現在の住民基本台帳人口である。  
 ②許可業者等収集とは、許可業者による収集の他、処理施設への自己搬入を含む。  
 ③その他ごみは、不法投棄、ボランティア清掃など生活系・事業系の区分ができないごみである。



### 3. 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

廃棄物の減量化やリサイクルを推進し循環型社会を構築するために、町民・事業者・町がそれぞれの役割と責任を認識して積極的に行動し、快適な環境の保全に努めるものとする。

#### (1) 廃棄物の排出抑制及び減量化

町民及び事業者に対し廃棄物処理の現状を周知し、環境への配慮等、日々の暮らしの中における意識改革の重要性を啓発することにより、廃棄物問題に対する関心を高め、廃棄物の排出抑制や減量化の推進に努める。

#### (2) 分別排出の励行

廃棄物を適正処理し、再資源化（リサイクル）を図るため分別排出の励行を徹底するよう住民周知に努める。

#### (3) 啓発普及

廃棄物問題に関する意識の高揚を図るために、啓発の外、施設見学会等の機会を利用するなど学校・家庭・地域社会が一体となった環境教育に取り組むことにより、廃棄物の排出抑制や減量化の推進に努める。

#### (4) 家庭ごみの有料化

家庭から排出されるごみの減量化と資源物収集量の増加を図るため、資源物を除くごみの処理について手数料を徴する。

<指定ごみ袋で排出するもの>

- ・ 5リットル袋 10円
- ・ 10リットル袋 20円
- ・ 20リットル袋 40円
- ・ 40リットル袋 80円

<指定ごみ処理券で排出するもの>

- ・ 燃やすごみ、燃やさないごみ 80円（1枚）
- ・ 粗大ごみ 200円（1枚）

#### 【具体的な方策】

##### ①減量意識の啓発

- ・ 啓発リーフレットの作成

##### ②資源化の促進

- ・ 資源物の収集
- ・ 小型電子機器の拠点回収の実施
- ・ 粗大ごみの資源化処理

##### ③再利用の促進

##### ④生ごみの減量化

- ・ 簡易コンポストの普及拡大

##### ⑤環境教育の促進

- ・ 課外学習、施設見学などの促進

##### ⑥余市町廃棄物減量等推進委員との連携強化

- ・ ボランティアごみ袋の提供

4. 分別収集するものとした一般廃棄物等の種類及び分別の区分

(1) 収集する一般廃棄物

区 分	廃棄物品名
燃やすごみ	◎焼却することによって、衛生的に処理されると思われるもの。(資源物として収集されないもの) ・厨房ごみ(生ごみ)・紙くず・衣類・木くずなど
燃やさないごみ	◎不燃物として処理されるもの。(資源物として収集されないもの)又は埋立ても不衛生とならないもの。 ・金属類・ガラスくず・陶磁器類・プラスチック製品・ゴム、革類など ※蛍光灯、電球類については割れていない物は資源物として収集
粗大ごみ	◎形状が比較的大きい消費財類 ・机、タンス、ソファ等家具類 ・家電リサイクル法対象物以外の廃家電製品 ・その他受け入れ可能な粗大ごみ
資源物	◎資源として再使用・再利用可能なもの ・缶類・ビン類・紙類(新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック)・ペットボトル・プラスチック製容器包装・紙製容器包装 ※生きビンについては販売店への返還促進を図る。

(2) 収集しない一般廃棄物

区 分	廃 棄 物 品 名	備 考
・適正処理困難物 ・危険物 ・有害物	・廃タイヤ ・バッテリー ・スプリングマットレス ・ホームタンク ・プロパンガスボンベ ・大型鉄製構造物 ・オートバイ ・農薬、化学薬品 ・消火器 ・ニッケル電池、ボタン電池、リチウムイオン電池 ・注射針など感染の恐れのあるもの	・販売店 ・一般廃棄物収集運搬業者 ・専門業者
・家電リサイクル法対象品	・テレビ (ブラウン管、液晶、プラズマ、有機EL) ・洗濯機 ・衣類乾燥機 ・冷蔵庫 ・冷凍庫 ・エアコン	・販売店 ・一般廃棄物収集運搬業者
・資源有効利用促進法リサイクル対象品	・パソコン	・自己処理 ※資源化処理対象外メーカーのパソコンは、一般廃棄物収集運搬業者

### (3) 拠点回収

区 分	廃 棄 物 品 名	備 考
・小型電子・電気 機器類	・CD、DVDプレーヤー ・デジタルカメラ ・電卓 ・携帯電話 ・ノートパソコン ・プリンタ ・接続コード ・充電器	・回収ボックスの投入口(30 cm×30cm)のサイズ以 下の大きさのもの

### 5. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び余市町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、生活環境の保全上支障が生じないように廃棄物を収集運搬、処理するものとし、実施にあたっては関係法令等の定めるところにより行うものとする。

#### (1) 収集・運搬計画

##### ① 家庭系廃棄物

分 別 区 分	収 集 回 数	収 集 方 式	備 考
燃やすごみ	週2回 (一部地域：週1回)	ステーション (一部路線収集)	指定ごみ袋 ごみ処理券
燃やさないごみ	月2回	ステーション (一部路線収集)	指定ごみ袋 ごみ処理券
粗大ごみ	月2回 (12月～2月：収集休止)	戸別収集	ごみ処理券
資 源 物	月2回 週1回 (プラスチック製容器包装)	ステーション	コナ・あみ袋 梱包・透明袋

#### ア) 排出日及び時間

居住地域の決められた収集日の当日朝、午前8時30分までにごみステーションに排出する。資源物は、午前9時まで資源ステーションに排出する。

イ) 引越しごみ等、一時的に出る多量の排出ごみは、許可業者へ処理を依頼するか自ら処理施設へ搬入(燃やすごみを除く)する。

ウ) 町が処理しない廃棄物は排出できない。

##### ② 事業系廃棄物

- ・事業系一般廃棄物は、許可業者へ処理を依頼するか自ら処理施設へ搬入(燃やすごみを除く)する。

##### ③ 拠点回収

- ・拠点回収は、小型電子・電気機器類を町内施設(役場、中央公民館、福祉センター本館)に設置した回収ボックスに投入する。但し、投入については各施設の開庁及び開館日にその時間内で行なうこと。

(2) 処理計画

① 中間処理の概要及び処理計画

＜ごみ処理施設＞

◎北しりべし広域クリーンセンター（北しりべし廃棄物処理広域連合）

【焼却施設】

- ・所在地：小樽市桃内2丁目111番地
- ・処理方式：ストーカ方式
- ・処理能力：197t/日(98.5t/日×2炉)

◎北後志リサイクルセンター（北しりべし廃棄物処理広域連合）

【資源物選別保管施設】

- ・所在地：余市町栄町461番地1
- ・処理方式：選別・圧縮梱包
- ・処理能力：100kg/時(ペットボトル圧縮梱包機)

【金属類選別圧縮施設】

- ・所在地：小樽市桃内2丁目111番地
- ・処理方式：磁選機・アルミ選別機・圧縮
- ・処理能力：スチール0.26t/時・アルミ0.21t/時

＜中間処理計画＞

(単位 t)

区 分	処 分 量	備 考
資 源 物	1,124	
合 計	1,124	

② 最終処分施設の概要及び処理計画

◎第一期

余市町クリーンセンター（一般廃棄物最終処分場）

- ・所在地：余市町豊丘町850番地
- ・埋立面積：14,300m<sup>2</sup>
- ・埋立容量：54,500m<sup>3</sup>
- ・埋立対象物：粗大・不燃物・焼却残さ
- ・埋立終了年度：平成22年度

【浸出水処理施設】

- ・処理方式：接触ばっ気+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着
- ・処理能力：40m<sup>3</sup>/日

◎第二期

余市町クリーンセンター（一般廃棄物最終処分場）

- ・所在地：余市町豊丘町850番地
- ・埋立面積：6,770m<sup>2</sup>
- ・埋立容量：38,426m<sup>3</sup>
- ・埋立対象物：粗大・不燃物・焼却残さ
- ・埋立開始年度：平成23年度

【浸出水処理施設】

- ・ 処 理 方 式 : 接 触 ば っ 気 + 凝 集 沈 殿 + 砂 ろ 過 + 活 性 炭 吸 着
- ・ 処 理 能 力 : 5 0 m<sup>3</sup> / 日

【破碎処理施設】

- ・ 破 碎 対 象 物 : 粗 大 ご み
- ・ 処 理 能 力 : 1 . 3 t / 5 h / 日

※最終処分計画 (埋立)

(単位 t)

区 分	処 分 量	備 考
焼却残渣等	379	焼却施設
収集・持込みごみ	687	燃やさないごみ、粗大ごみ等
その他ごみ	7	ボランティア袋等
破碎処理物	60	破碎処理残渣
合 計	1, 133	

③ 資源化計画

- ・ 資 源 物 分 別 収 集 体 制 の 徹 底
- ・ コ ン ポ ス ト 容 器 の 普 及
- ・ 集 団 資 源 回 収 啓 発

6. 生活排水処理計画

(1) 排出状況・処理主体

区 分	人 口	備 考
計画処理人口	16, 437	
水洗化人口 ・ 下水道人口 ・ 合併処理浄化槽人口	12, 592 455	・ 処理主体 : 余市町
非水洗化人口 ・ 単独処理浄化槽人口 ・ くみ取人口	269 3, 121	・ 処理主体 : 北後志衛生施設組合

(2) 処理施設の概要

◎余市町下水道管理センター(下水道)

- ・ 所 在 地 : 余市町登町136番地
- ・ 処 理 方 式 : 標 準 活 性 汚 泥 法
- ・ 処 理 能 力 : 7 , 6 6 0 m<sup>3</sup> / 日

◎余市下水処理場し尿受入施設(し尿)

- ・ 所 在 地 : 余市町登町136番地
- ・ 受 入 能 力 : 47.5 kL / 日
- ・ 処 理 方 法 : 前 処 理 後、下 水 管 理 セ ン タ ー へ 移 送

7. 一般廃棄物の処理施設の整備に関すること

区 分	対 象 施 設
収 集 運 搬	<p>&lt;ごみ収集車&gt; 余市町・北後志第一清掃公社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パッカー車 4台</li> <li>・ダンプ車 2台</li> <li>・軽トラック 2台</li> </ul>
中 間 処 理 (焼 却 処 理)	<p>&lt;焼却施設&gt; 北しりべし廃棄物処理広域連合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理方式：ストーカ方式</li> <li>・処理能力：197t/日(98.5t/日×2炉)</li> </ul>
資 源 化 処 理	<p>&lt;資源物処理施設&gt; 北しりべし廃棄物処理広域連合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【ペットボトル選別・圧縮減容施設】</li> <li>【ガラスびん類保管施設】</li> <li>【金属類選別圧縮施設】</li> </ul>
最 終 処 分	<p>&lt;管理型埋立最終処分場&gt; 北後志第一清掃公社</p> <p>第一期(埋立終了)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立面積：14,300m<sup>2</sup></li> <li>・埋立容量：54,500m<sup>3</sup></li> </ul> <p>第二期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立面積：6,770m<sup>2</sup></li> <li>・埋立容量：38,426m<sup>3</sup></li> </ul>

8. その他一般廃棄物の処理に関する必要な事項

- (1) 施設の維持管理等に係る記録の保存(余市町クリーンセンター)
- (2) 分析、測定業務の実施
  - 水質分析業務
  - ダイオキシン類測定業務